

鹿児島県土木部優良工事等表彰実施要領

(表彰の目的)

第1条 鹿児島県土木部が発注した建設工事(以下「工事」という。)及び建設工事に係る設計委託業務(以下「業務」という。)において、他の模範と認められる優良工事及び優良業務の施工業者並びに優秀技術者及び若手有望技術者を表彰し、工事及び業務に従事する企業及び建設技術者の誇りや意欲の増進を図るとともに、技術の進歩向上・社会的評価を高め、建設産業の構造改善に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 この表彰は、前年度に完成した工事及び業務に係る優良工事及び優良業務の施工業者並びに優秀技術者及び若手有望技術者を対象とする。

- 2 優良工事の施工業者は、工事の施工管理に優れており、出来栄も良好で新しい施工技術の導入を図るなど創意工夫に努め、他の工事の模範と認められる優良な工事を施工した企業とする。
- 3 優秀技術者は、当該工事の施工に従事し、かつ、他の技術者の模範と認められる者とする。
- 4 若手有望技術者は、当該工事の施工に従事し、かつ、これからの県内建設産業を担うべき優秀な若手技術者とする。
- 5 優良業務の施工業者は、業務の計画、技術力が優秀で成果品の品質も良く、他の業務の模範と認められる優良な業務を施工した企業とする。

(表彰の種類)

第3条 この表彰は、優良工事及び優良業務の施工業者並びに優秀技術者及び若手有望技術者毎に次に掲げる区分で行う。

(1) 土木部長表彰

- ア 優良工事
- イ 優秀技術者
- ウ 優良業務

(2) 建設部長等表彰

①土木部建築課長表彰

- ア 優良工事
- イ 優秀技術者
- ウ 若手有望技術者
- エ 優良業務

②地域振興局建設部長表彰

- ア 優良工事
- イ 優秀技術者
- ウ 若手有望技術者
- エ 優良業務

③支庁建設部長表彰

- ア 優良工事
- イ 優秀技術者
- ウ 若手有望技術者
- エ 優良業務

(被表彰者の推薦及び選考)

第4条 土木部建築課長，各地域振興局建設部長及び各支庁建設部長（以下「建設部長等」という。）は，土木部長表彰等を授与することが適当であると認められる優良工事及び優良業務の施工業者並びに優秀技術者及び若手有望技術者について，別表3に掲げる者で構成する「優良工事等表彰審査委員会」の議を経て，優良工事推薦書（別記第1号様式），優秀技術者推薦書（別記第2号様式），若手有望技術者推薦書（別記第3号様式）又は優良業務推薦書（別記第4号様式）により土木部長に推薦するものとする。

2 土木部長は，前項の規定により推薦された者について，別表1に掲げる者で構成する「鹿児島県土木部優良工事等表彰審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で審議の上，第3条各号に規定する表彰の被表彰者を決定する。

3 審査委員会は，必要に応じて，別表2に掲げる者で構成する「鹿児島県土木部優良工事等表彰審査幹事会」に調査をさせ，報告を求めることができる。

4 前2項の規定に基づき選考された者が，表彰までの間に建設業法等の違反による行政処分等を受けることが判明した場合は，当該選考を取り消すことができる。

(事務局)

第5条 本表彰の事務局は，鹿児島県土木部工事監査に置く。

(表彰の時期)

第6条 表彰は，11月18日（土木の日）に行う。

ただし，特別の事由がある場合は，土木部長が別に定める日に行うことができるものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか，表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要領は，平成14年8月1日から施行する。

付則

この要領は，平成17年8月1日から施行する。

付則

この要領は，平成19年7月4日から施行する。

付則

この要領は，平成21年7月8日から施行する。

付則

この要領は，平成22年8月17日から施行する。

付則

この要領は，平成24年7月4日から施行する。

付則

この要領は，平成26年4月1日から施行する。

付則

この要領は，平成27年5月1日から施行する。

(別表1)

| | |
|---------------------|---|
| 鹿児島県土木部優良工事等表彰審査委員会 | |
| 委員長 | 土木部長 |
| 委員 | 土木部技術次長，建築技監，土木部総括工事監査監 鹿児島地域振興局建設部長，南薩地域振興局建設部長 北薩地域振興局建設部長，始良・伊佐地域振興局建設部長 大隅地域振興局建設部長，熊毛支庁建設部長 大島支庁建設部長 |

(別表2)

| | |
|---------------------|---|
| 鹿児島県土木部優良工事等表彰審査幹事会 | |
| 幹事長 | 土木部総括工事監査監 |
| 幹事 | 土木部監理課長，技術管理室長，道路建設課長，道路維持課長 河川課長，砂防課長，都市計画課長，港湾空港課長 建築課長，住宅政策室長，営繕室長 |

(別表3)

| | | |
|--------------|---------------|--|
| 優良工事等表彰審査委員会 | | |
| 建築 | 本庁建築課 | 委員長 建築課長 委員 室長，設備対策監，技術補佐，関係係長 |
| 土木 | 各地域振興局(支庁)建設部 | 委員長 各地域振興局(支庁)建設部長 委員 課長，支所長，参事，支庁各事務所建設課長 補佐，主幹，係長等 |